

手続案内（創業・経営課）

部局名	所属名
産業労働部	創業・経営課
手続名	
贈与税・相続税の納税猶予、金融支援または会社法特例の適用の前提となる認定	
根拠法令	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	
条項	
第 12 条第 1 項	
手続対象者	
中小企業者、事業を営んでいない個人	
提出先・相談窓口	
創業・経営課	
提出時期	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与税の納税猶予の適用の前提となる認定申請 贈与の日の属する年の翌年の 1 月 15 日まで ・ 相続税の納税猶予の適用の前提となる認定申請 相続開始の日の翌日から 8 月を経過する日まで ・ 金融支援の適用の前提となる認定申請 適時 ・ 会社法特例の適用の前提となる認定申請 適時 	
提出書類	
規則第 7 条第 1 項から第 14 項までに基づく申請書および書類	
手数料	
なし	
審査基準	
こちらをご覧ください。	
標準処理期間	
2 月（贈与税・相続税の納税猶予、金融支援）、1 月（会社法特例）	
備考	
<p>規則 … 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 詳細については下記をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業庁 (http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm) ・ 福井県創業・経営課ホームページ (https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/enkatukahou.html) 	